

東北防衛局公正入札審査委員会の設置に関する達を次のように定める。

平成25年12月10日

東北防衛局長 中村 吉利

東北防衛局公正入札審査委員会の設置に関する達

(設置)

第1条 東北防衛局が発注する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）、測量及び建設コンサルタント等業務（以下「工事等」という。）並びに物品の製造、物品の購入、役務及び物品の売払（以下「物品等」という。）に係る入札の適正を期するため、東北防衛局に、談合情報及び談合疑義事実（以下「入札談合に関する情報」という。）に関する審査等を行う東北防衛局公正入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 談合情報に係る内容の把握及び信憑性の審査に関すること。
- (2) 談合情報に係る調査の要否及び調査内容の審査に関すること。
- (3) 談合情報に係る調査の実施に関すること。
- (4) 談合情報に係る調査結果及び当該調査結果を踏まえた入札手続等の取扱いの審査に関すること。
- (5) 談合疑義事実に係る認否の審査及び調査に関すること。
- (6) その他前各号に付随する事項に関すること。

(構成等)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は局長を、委員は総務部長、企画部長、調達部長、会計監査官、総務課長、会計課長、契約課長、地方調整課長及び調達計画課長をもって充てる。
- 3 委員長は、入札談合に関する情報に応じ、前項に掲げる者以外の者を委員に指名することができる。

(会議)

- 第4条 審査委員会は、必要に応じ、委員長が会議を招集するものとする。  
ただし、緊急を要するなど特段の事情があり、会議を開催することができない場合には、回議をもって審査を行うことができる。
- 2 審査委員会は、必要に応じ、前条に掲げる者以外を審査委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。
  - 3 審査委員会は、入札談合に関する情報において入札談合への関与が疑われる職員を、同委員会が実施する審査及び調査に参加させてはならない。

(庶務)

- 第5条 審査委員会の庶務は、契約課において処理する。

(雑則)

- 第6条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この達は、平成25年12月10日から施行する。
- 2 東北防衛局建設工事公正入札調査委員会設置要領(平成21年6月30日局長決裁)は廃止する。